

【理事会声明】

## 「マイナンバー」法の拙速な実施の中止を求める

「マイナンバー」法（「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）にもとづき10月5日以降、住民票を有する国内の全世帯に個人番号「通知カード」の送付が始まろうとしている。

「マイナンバー」制度は、法律の名の示すとおり、国民一人ひとりに生涯変わることのない唯一無二の番号を付し、税・社会保障・災害対策という広範囲にわたる分野の個人情報と紐付けして国が管理するもので、以前から情報漏えいと悪用の危険性が日本弁護士会やマスコミから繰り返し指摘されてきた。

6月に起きたサイバー攻撃による日本年金機構からの125万件の年金情報流出では、発覚から発表に至るまでの対応の遅れなど、政府の危機管理体制の欠如が露呈した。

9月3日に成立した改正法では、個人番号と基礎年金番号の情報連携の実施を最長1年5カ月延期することとしたが、原因の究明、漏えい防止策をうやむやにしたにすぎない。改正法の主眼は、あくまで「マイナンバー」の利用範囲に預貯金口座、特定健診情報、予防接種履歴を追加するという紐付け範囲の拡大にある。

「マイナンバー」は官民に関わらず多くの事業者が管理することになる。情報化社会では、個人情報は極力分散管理することが鉄則である。「マイナンバー」が紐付けの「鍵」となって多種多様な個人情報が集積されるため、リスクも集積することになる。公的機関である日本年金機構ですら不備のあった情報管理を、取り扱う準備もできていない大多数の事業者に負わすことは、サイバー攻撃の標的にさらすことに等しく、情報漏えいへの国民の不安が払拭されないのは当然である。

内閣府が9月3日に発表した世論調査でも、「制度の内容は知らなかった」との回答が過半数を超えており（56.6%）、不安事項として「プライバシー侵害のおそれがある」が34.5%、「個人情報の不正利用による被害が心配」が38.0%という結果である。

現在の状況を踏まえるならば、国民への丁寧な説明と周知、法改正を含めた改善に努めるべきである。

当会は、2016年1月からの「マイナンバー」法の拙速な実施の中止を強く求める。

2015年10月3日

大阪府歯科保険医協会第7回理事会